

年度経営計画

令和6年度

 岩手県信用保証協会

1 経営方針

(1) 業務環境

ア 岩手県の景気動向

県内経済は、生産活動においては業種間にばらつきがあり一進一退の状況が続いているものの、個人消費についてはスーパー、ドラッグストア販売が堅調なほか、令和5年5月に新型コロナウイルスが感染法上の5類に移行した後、雇用情勢についても有効求人倍率が概ね横ばいで推移する等、全体としては持ち直しの動きが続いている。

今後については、雇用・所得環境が改善する中、各種政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待されているが、不安定な国際社会情勢、円安による原材料価格の高騰、人手不足の問題等により、不透明な状況で推移しており十分注意していく必要がある。

イ 中小企業を取巻く環境

県内景気の不透明さに加え、予てからの課題である経営者の高齢化・後継者難等もあり、コロナ禍で打撃を受けた県内中小企業・小規模事業者にとって依然として厳しい経営環境が続いている。

東北財務局盛岡財務事務所による岩手県内経済情勢報告（令和6年1月）によれば、「企業倒産は、件数、負債総額とも前年を上回っており、業況回復の遅れによる倒産や事業継続意欲の低下による休廃業の更なる増加が懸念されることから、今後の動向を引き続き注視していくことが求められる。

(2) 業務運営方針

当協会の経営理念である、「岩手県信用保証協会は、積極的な信用保証ときめ細かい経営支援を通して、中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、地域経済の振興に貢献します。」の下、令和6年度からの令和8年度までの3か年における中期ビジョンを「寄り添う！ 支える！ そしてともに走る！」と定めた。

基本方針は「すべては中小企業支援のために…」とし、3つのテーマ「1. 企業の持続的発展のため、金融・経営両面の一体型支援に取り組みます。2. 創造的破壊により経営資源を中小企業支援に集中します。3. 職員が生き生きと働ける職場づくりを推進します。」を掲げ、県内中小企業・小規模事業者の支援に取り組んでいく。

これらを着実に実行していくためには、これまでの慣習に捉われることなく、ゼロベースで業務、事業の見直しを行い、これによって生み出された人的、財政的な資源を私たちが果たすべき役割に振り向けていくことが重要である。

また、創造的破壊に果敢に挑戦することにより諸施策を推進する職員のスキルアップや生き生きと働ける職場環境を醸成し、顧客サービスの向上につなげていかなければならないとの認識の下、令和6年度は、以下のとおり重点課題の解決に向けた方策を積極的に講じる。

2 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

社会経済活動がコロナ禍以前の状況に戻りつつあるものの、県内中小企業はコロナ禍で負った過大な債務を抱え、原材料高、人件費増など様々なコストの増加、人手不足等依然として厳しい経営環境に置かれている。沿岸部ではサンマ、鮭の不漁による影響など、各地域における個別の課題に加え、デジタル化、脱炭素社会の要請への対応や、経営者の高齢化による事業承継への対応も迫られている。

このような環境下で、経営資源の乏しい中小企業者にとって個々での対応が難しい場面も想定されるが、将来に希望を持って事業を継続できるよう個々の実情に応じて中小企業者に寄り添い、新たに創設された事業者が経営者保証の提供を選択できる制度等を活用し、経営者保証に依存しない融資慣行に向けた取組みを一層進めつつ必要十分な資金繰り支援と効果的な経営支援を一体的に支援していくことが重要である。

こうした支援を行うためには、県、市町村、金融機関及び商工団体はじめ各支援機関との連携がますます重要となっており、情報交換を緊密に行うことにより個社支援に繋げる必要がある。また、業務を効率化して資金繰り支援、経営支援に経営資源を集中することや、利便性が高く時勢を捉えた保証制度の創設も必要である。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

- ア 必要十分な信用供与
- イ 業務効率化による経営資源の集中
- ウ ニーズに応える保証制度の創設

(3) 課題解決のための方策

- ア 必要十分な信用供与
 - (ア) 新規融資及び既存債務の借換に柔軟に対応できるコロナ借換保証等の活用や、短期継続型保証「5ing」「10ing」等償還力に応じた各種保証制度や状況に応じた返済緩和の条件変更を提案し、資金繰り面での不安を減らすことで収益力の改善、事業再構築に取り組めるよう支援する。
 - (イ) 業績が悪化している企業であっても、企業訪問等により事業性、将来性を理解した上で事業継続に必要な資金を積極的に支援する。

(ウ) 金融機関のモニタリングが要件となる伴走支援型特別保証やプロパー融資と協会付き融資でリスクを適切に分担する「連携支援協調パッケージ」を金融機関の理解を得ながら推進し、業績悪化企業等に対する支援体制を構築する。

(エ) 金融機関と連携し、事業者が経営者保証の提供を選択できる制度等、経営者保証の提供を不要とする協会の取組みについて企業に周知するとともに活用を促し、経営者保証改革プログラムの趣旨を踏まえた支援を行う。

イ 業務効率化による経営資源の集中

保証プロセス等検討委員会を立ち上げ、非効率化、形式化している業務を見直し、資金繰り支援、経営支援に一層注力できる体制を整備する。

ウ ニーズに応える保証制度の創設

保証制度検討委員会を立ち上げ、中小企業アンケート結果や、外部環境等を分析、検討の上、各地方公共団体とも連携しながら、利便性が高く、社会的課題の解決に繋がる制度を創設する。

【経営支援部門】

(1) 現状認識

県内には、コロナ禍による過大債務、東日本大震災被災時に債権買取支援を受けた債務の買い戻し、経営者の高齢化に伴う事業承継等それぞれの課題を抱えている中小企業・小規模事業者が多くある。当協会では、こうした課題を抱えた企業に対し面談等により直接ニーズを確認の上、さまざまなツールを活用して経営支援を実施してきたが、企業の抱える課題は多様化しており、当協会のみでは十分な支援を提供しきれない場合もある。

課題を抱える企業に対し必要とする支援を早期に行えるよう、協会職員が自分事として企業に寄り添って課題解決に取り組む意識を持ち、当協会が主体となって、これまで以上に金融機関をはじめとする関係機関と連携を深めていく必要がある。

また、県内経済の持続的な成長のため、創業から事業再生、再チャレンジ局面まで、企業の実情及びライフステージに応じた金融、経営両面での切れ目のない支援を引き続き実施していく。協会職員がこうした支援を通じて企業から信頼を得ることで喜びや充実感を実感し、さらに質の高い支援につなげていく好循環を目指す。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

ア 経営支援、再生支援の強化

(ア) コロナ禍で過大な債務を負った企業への支援

- (イ) 創業から成長、再生（再チャレンジ）、事業承継に至る企業のライフステージに応じた伴走支援
- (ウ) 東日本大震災で被災した企業等への継続的支援
- (エ) 効果的な経営支援手法の深化
- (オ) 関係機関との連携協調体制の強化

(3) 課題解決のための方策

ア 経営支援、再生支援の強化

(ア) コロナ禍で過大な債務を負った企業への支援

- a コロナ関連資金を利用している企業等で、財務内容が厳しく経営支援の必要性が高いと思われる企業に対し「プッシュ型」で接点を持ち、早期に必要な支援を行う。
- b 支援時は、金融支援の必要性の確認と対応を優先し、企業が資金繰りの不安なく経営改善に取り組める状況を作る。
- c 支援を行う際は、「業種別支援の着眼点」や業種別審査辞典等を活用して面談を実施の上、経営課題を的確に把握する。また、課題解決に向けた目標を設定し、企業と共有して支援を行う。

(イ) 創業から成長、再生（再チャレンジ）、事業承継に至る企業のライフステージに応じた伴走支援

- a 協会独自の創業セミナーの開催や、日本政策金融公庫等の他支援機関と連携したセミナーの開催等により、創業希望者の発掘、創業機運の醸成、創業に関連した保証制度の周知を図る。
- b 創業案件は、創業者と面談を行い、創業計画の策定支援や金融機関紹介、日本政策金融公庫との協調支援等の必要な支援を実施する。創業後はフォローアップを実施し、安定成長に向けたきめ細かい支援を行う。
- c 事業承継案件は、面談を重ねて関係性を構築し、岩手県事業承継・引継ぎ支援センターをはじめとした他支援機関と連携しながら支援を行う。
- d 「挑戦する中小企業応援パッケージ」により設置された、「挑戦する中小企業の経営改善・再生支援強化会議」の内容を踏まえ、保証付き融資の割合が高く、過大な債務を抱えている企業については、抜本的事業再生や再チャレンジ支援に早期着手できるよう協会が主体となって金融機関、岩手県中小企業活性化協議会と連携して対応する。

(ウ) 東日本大震災で被災した企業等への継続的支援

- a 被災企業には定期的にフォロー訪問を行い、適切な金融・経営支援を行うことで復興の下支えをする。
- b 債権買取支援を受けエグジットを希望する企業には、金融機関や岩手産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構等と連携し、適時適切なタイミングでリファイナンス支援を検討する。

(工) 効果的な経営支援手法の深化

- a 経営支援スキームや手法を継続的に見直し、より効果的な支援を提供する。
- b 設定した指標、目標値に基づき経営支援の効果測定と検証を行い、必要に応じて経営支援スキーム等の改善を実施する。また、改善効果が表われなかった事例については経営支援担当部署で原因等を整理し、担当部署へフィードバックする。
- c 経営支援の質の向上に向け、会議や内部研修等を通じて経営支援に関する情報の横展開を図るとともに、向かうべき方向性を統一することでタイムリーかつ効果的な経営支援を企業に提供できるよう、職員を育成し組織的な支援体制を強化する。

(才) 関係機関との連携協調体制の強化

- a 各種連携会議を通じて主務官庁、金融機関、岩手県中小企業活性化協議会、よろず支援拠点、商工団体等の関係機関と随時情報交換を行うとともに、ハブ機能を担いながら、それぞれの強みを生かし、連携した効率的な経営支援体制を構築する。

【期中管理部門】

(1) 現状認識

コロナ禍、原材料高等厳しい経営環境が続ぎ、条件変更、延滞・事故、代位弁済は前年を上回る高水準で推移しており、当面は同様の傾向が続くものと思われる。経営努力する企業が事業継続を断念し、廃業、代位弁済に至ることがないように、期中の早い段階から企業の現況把握に努め、金融機関と緊密に連携しながら資金繰り支援、経営支援を適切に実施する必要がある。

以上の認識の下、次の課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

ア 金融機関との連携による期中管理の早期対応

(ア) 早期着手による正常化支援

(3) 課題解決のための方策

ア 金融機関との連携による期中管理の早期対応

(ア) 早期着手による正常化支援

a 金融機関と定期的にピアリング等を行い、月内延滞発生先、業況悪化懸念先等、延滞初期段階での情報共有、必要に応じた金融機関同行での訪問により実態把握に努め、実情に応じた条件変更等の資金繰り支援、経営支援を早期に検討する。

b 延滞・事故先についても金融機関と定期的に情報共有を行い、企業訪問等により事業実態を確認し、窮境原因及び改善の方向性を共有した上で、企業に寄り添いながら連携して正常化支援を行う。

- c 保証料未納先については、企業訪問等により未納原因を把握の上対応策を検討し、早期解決を図る。
- d 条件変更先に対しても、金融機関との情報共有、企業訪問等により事業実態を確認し、業績改善に繋がる金融・経営支援を検討する。

【回収部門】

(1) 現状認識

第三者保証人や経営者保証が原則非徴求となったことに加え、有担保求償権は減少傾向にある。また、破産等法的整理により回収目処が立たない求償権が増加しており、回収環境は一層厳しさを増していくことが予想される。

このような厳しい環境の中であるからこそ、全国信用保証協会連合会が定めた「回収部門における基本ポリシー」に沿った適正な回収と債権管理に努め、回収の最大化を図る。

一方、事業を継続しながら誠実に返済を履行している債務者に対しては求償権消滅保証等による事業再生を、連帯保証人に対しては個々の実情に応じ柔軟に一部弁済等による保証債務免除等の提案を積極的に行う。

また、効率的な管理回収業務を推進するため、慣習に捉われず、回収業務プロセスや諸規程等の見直しを行う。

(2) 具体的な課題

- ア 迅速な対応による適正な回収と求償権管理
- イ 企業、個人の再生支援への取組み
- ウ 効率的な求償権管理体制への変革

(3) 課題解決のための方策

- ア 迅速な対応による適正な回収と求償権管理

(ア) 回収が見込まれる代位弁済予定企業に対しては、代位弁済前に期中管理担当者と同行面談し、代位弁済後の債務履行を促す等の初動対応を徹底するほか、必要に応じて求償権の事前行使を検討する。

(イ) 無担保債権は、債務者等の現況把握や督促に努め、誠意がない債務者等には速やかに法的措置による回収を検討する。

(ウ) 有担保債権は、債務者等の実情を勘案して任意売買、競売申立、担保権協定締結等状況に応じた適切な措置を講ずることとし、任意売買の場合は関係人の同意の上不動産業者や金融機関への情報提供を行い、競売の場合は物件情報をホームページや保証月報に掲載し、物件売却を促進する。

イ 企業、個人の再生支援への取組み

- (ア) 事業継続中の債務者の業況を把握し、早期に事業再生が見込める先については、関係部署や必要に応じて外部の支援機関とも連携し、求償権消滅保証や中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づく事業再生を推進する。
- (イ) 求償権消滅保証等の主担当を置き、回収担当からの相談対応、取組上の問題点整理及び企業支援担当者との調整を行い、求償権消滅保証等の取組みを推進する。
- (ウ) 一定期間弁済を誠実にやっている求償権関係人に対しては、個々の実情に応じ一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインを柔軟かつ積極的に活用する。
- (エ) 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の申出があった場合は、内容に応じて柔軟に対応する。

ウ 効率的な求償権管理体制への変革

- (ア) 求償権管理事務の効率性や管理コストを踏まえ、必要に応じて「期中・求償権管理事務要領」等諸規程の見直しを行う。
- (イ) デジタル技術を活用し、より効率的かつ適正な求償権管理事務に取り組むとともに、ルーティン業務の見直しを行う。
- (ウ) 求償権管理事務における新たなノウハウ獲得や体制強化のため、外部講師による勉強会の開催や先進的な取組みを行う他協会の情報収集を行う。

【その他間接部門】

(1) 現状認識

県内中小企業・小規模事業者からの信用保証協会に求められる高い期待に応えていくためには、既存業務、事業の見直しにより生み出された人的、財政的資源の中小企業支援への集中、諸施策を推進する職員のスキルアップや生き活きと働ける職場環境の醸成並びに顧客の利便性の向上と業務効率化を図るためのデジタル化の推進等に取り組んでいく必要がある。

また、信用保証協会の公共性と社会的責任の重さを常に認識し、健全な業務運営を通じて中小企業者や関係機関等からの信頼の確立を図るため、職員の倫理意識の涵養、コンプライアンス態勢の維持・強化及び反社会的勢力排除の組織的取組みを不断に進めることが重要である。

加えて、東日本大震災及び台風被害等の経験を生かし、職員の安全と業務の継続又は迅速な復旧を図るため、事業継続計画（BCP）に基づく訓練を実施し、緊急事態に備える必要がある。

個人情報については、適正な個人情報保護のため各部署で点検計画を策定し、定期的に自主点検するとともに監査を実施し、適正な管理を行う必要がある。

(2) 具体的な課題

- ア 組織の活性化
- イ デジタル化推進と体制整備
- ウ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

(3) 課題解決のための方策

ア 組織の活性化

- (ア) 既存事業や業務プロセス、会議体について、聖域を設けず業務の合理化、効率化の観点でゼロベースにて検証し、継続、見直し、休止、廃止を検討、実行する。
- (イ) 風通しの良い職場づくりに関する情報を不断に収集し、実施に向け分析、検討を進める。
- (ウ) 県内中小企業・小規模事業者の支援ニーズに対応可能な人材の育成に資する研修を企画し、実施する。

イ デジタル化推進と体制整備

- (ア) IT、情報セキュリティ等に関する内部研修の実施、通信教育や資格取得の奨励、デジタル担当部署からの内部向け情報の発信により、役職員のデジタル・リテラシーの底上げを図る。
- (イ) 顧客（中小企業・小規模事業者、金融機関）の利便性向上のため、主管課と連携しながら信用保証書や保証申込手続きの電子化を促進する。
- (ウ) 外部ベンダとも協働し、既存システムを安定稼働させるための体制を整備する。

ウ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

- (ア) コンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス委員会やコンプライアンス担当者会議を開催し、コンプライアンス態勢の維持・強化を図る。
- (イ) 反社会的勢力からの介入防止、不当要求を排除するため、関係機関からの情報収集・周知・研修を行う。
- (ウ) コンプライアンス・チェックシート等調査実施、結果周知により職員の倫理意識の涵養と倫理的な組織風土の構築を図る。
- (エ) コンプライアンスをテーマとした職場内研修の実施を促すとともに、コンプライアンスニュースの発行による啓発活動を行う。
- (オ) 個人情報保護は、規程に基づく個人データ取扱点検の年間計画を策定の上実施・集約管理し、情報漏洩防止に努める。
- (カ) コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス関連マニュアルは、必要に応じて見直し、改正を行う。
- (キ) 事業継続計画（BCP）に基づく訓練、適切な事務処理のための研修会を実施する。

3 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保証承諾	85,000	121.4	105.7
保証債務残高	292,000	90.1	95.0
保証債務平均残高	297,000	88.9	92.1
代位弁済（元利）	5,000	142.9	122.9
実際回収（元損）	540	83.1	109.1
求償権残高	1,416	147.0	127.0

積算の根拠（考え方）

<保証承諾>

伴走支援型特別保証を中心に既存債務の借換、新規資金需要に積極的かつ柔軟に対応してきたことで、保証承諾はコロナ禍前の平時の状況に近づきつつある。

今後についても、引き続き企業の業況、事業性及び将来性を的確に理解しながら、連携支援協調パッケージ、短期継続型保証、保証料の上乗せという経営者保証の機能を代替する手法を活用した制度などを活用し、必要十分な信用供与に取り組む方針であり、85,000百万円（前年度計画比121.4%）の計画とした。

<保証債務残高>

コロナ関連制度の償還が進み、保証債務残高は減少基調で推移すると予想されるが、金融機関との緊密な連携により既存債務の借換、リスクに柔軟に対応していくほか、積極的な経営支援に取り組むことで、保証債務残高の減少幅の縮小を目指すこととし、292,000百万円（前年度計画比90.1%）の計画とした。

<代位弁済>

県内中小企業を取り巻く環境は、原材料価格の高騰、深刻な人手不足などから厳しい状況にある。コロナ禍の影響からの回復の遅れが見られる企業も多々あり、令和6年度の代位弁済額は前年を上回る5,000百万円とした。

<実際回収>

代位弁済増加が見込まれるものの、第三者保証人の原則非徴求、有担保求償権の減少に加え、近年破産等整理による回収目処の立たない求償権が増加しており、回収環境はより厳しさを増すものと予想されるが、代位弁済後の初動対応を徹底し、「基本ポリシー」に基づいた回収に努める。

一方で、求償権消滅保証などによる事業者の再生及び「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を活用した保証人の生活再建支援に積極的に取り組むこととし、540百万円の回収とした。

4 収支計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	3,229	86.2	90.0	1.09
保証料	2,702	86.1	91.6	0.91
運用資産収入	270	103.1	101.5	0.09
責任共有負担金	139	69.5	60.7	0.05
その他	118	80.8	82.5	0.04
経常支出	2,419	94.6	98.0	0.81
業務費	1,105	96.9	105.9	0.37
借入金利息	0	-	-	0.00
信用保険料	1,307	92.5	92.0	0.44
責任共有負担金納付金	0	-	-	0.00
雑支出	7	140.0	140.0	0.00
経常収支差額	810	68.1	72.3	0.27
経常外収入	6,772	125.6	118.3	2.28
償却求償権回収金	73	78.5	104.3	0.02
責任準備金戻入	2,144	96.7	96.2	0.72
求償権償却準備金戻入	214	107.5	123.0	0.07
求償権補てん金戻入	4,341	150.8	133.4	1.46
その他	0	-	-	0.00
経常外支出	7,075	126.5	120.6	2.38
求償権償却	4,647	151.0	133.0	1.56
責任準備金繰入	2,037	90.2	95.0	0.69
求償権償却準備金繰入	379	152.2	177.1	0.13
その他	12	171.4	85.7	0.00
経常外収支差額	△ 303	150.0	213.4	△ 0.10
制度改革促進基金取崩額	0	-	-	0.00
収支差額変動準備金取崩額	0	-	-	0.00
当期収支差額	507	51.4	51.8	0.17
収支差額変動準備金繰入額	253	51.3	51.8	0.09
基金準備金繰入額	254	51.4	51.8	0.09
基金準備金取崩額	0	-	-	0.00
基金取崩額	0	-	-	0.00

積算の根拠（考え方）

- 保証料については、平均保証料率がほぼ令和5年度並みとして算出した。
- 運用資産収入は、新規の有価証券購入の予定がないことから、現在の資産運用状況を見込んで算出した。
- 責任共有負担金は、前年度上期確定額と責任共有代位弁済実績に負担割合を乗じた下期見込額を合算して算出した。
- 業務費については、予想される人件費、物件費を個別に積算して算出した。
- 信用保険料については、平均保険料率を前年度とほぼ同率と見込んで算出した。
- 責任共有負担金納付金は、責任共有負担金受領見込額に対し平均填補率、支払保険料等を考慮し算出した。
- 償却求償権回収金は、実際回収が前年度より増加する見込みであることから、併せて増加するものと見込んだ。
- 責任準備金戻入及び求償権償却準備金戻入については、前年度見込みの責任準備金繰入及び求償権償却準備金繰入と同額とした。
- 求償権補てん金戻入は、保険金受領見込額、損失補償金の振替額分を考慮し、算出した。
- 求償権償却は、代位弁済計画額及び求償権回収計画額から算出した。
- 責任準備金繰入は、期末保証債務残高見込を「正常債務」、「条件変更債務」、「事故債務」、「実質代位弁済債務」に分類し、所定の割合を乗じて算出した。
- 求償権償却準備金繰入は、代位弁済計画額及び求償権回収計画額を基に所定の割合を乗じて算出した。

5 財務計画

(単位：百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
年金 融中 機関 出 え ん 負 担 ・ 金	県	0	-	-
	市 町 村	0	-	-
	金 融 機 関 等	0	-	-
	合 計	0	-	-
基 金 取 崩		0	-	-
基 金 準 備 金 繰 入		254	51.4	51.8
基 金 準 備 金 取 崩		0	-	-
期 末 基 本 財 産	基 金	9,507	100.0	100.0
	基 金 準 備 金	14,616	101.3	101.8
	合 計	24,123	100.8	101.1

制度改革促進基金取崩	0	-	-
制度改革促進基金 期 末 残 高	0	-	-

収支差額変動準備金繰入	253	51.3	51.8
収支差額変動準備金取崩	0	-	-
収支差額変動準備金 期 末 残 高	9,177	101.0	102.8

(単位：百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助		0	-	-
基金補助金		0	-	-
地方公共団体からの財政援助		712	94.2	82.2
保証料補給 (「保証料」計上分)		621	87.7	79.2
保証料補給 (「事務補助金」計上分)		39	100.0	100.0
損失補償補填金		52	577.8	120.9
事務補助金 (保証料補給分を除く)		0	-	-
借入金運用益		0	-	-

積算の根拠（考え方）

<基本財産の造成>

平成 18 年度から県・市町村の出捐金及び金融機関の負担金は要請を見合わせており、基本財産は収支差額による自己造成に努める。

<地方公共団体からの財政援助>

保証料補給（「保証料」計上分）は、前年度の実績見込値を基に算出した。

保証料補給（「事務補助金」計上分）は、預託方式による運用益以外の部分を見込んだ。

<損失補償補てん金>

代位弁済計画に基づき算出した。

<借入金運用益>

借入金見込と預金金利の動向を基に算出した。

6 経営諸比率

(単位：%)

項目	算式	比率	対前年度計画比 増減	対前年度 実績見込比増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	0.91	△ 0.03	△ 0.01
運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.09	0.01	0.01
経費率	経費【業務費+雑支出】／保証債務平均残高	0.37	0.03	0.04
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.21	0.03	0.03
(物件費率)	物件費【経費-人件費】／保証債務平均残高	0.17	0.01	0.03
信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.44	0.02	0.00
支払準備資産保有率	(流動資産-借入金)／保証債務残高	13.55	1.09	0.38
固定比率	(事業用不動産+建設仮勘定)／基本財産	3.64	0.25	0.20
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	39.41	△ 0.31	△ 0.42
求償権による基本財産固定率	(求償権残高-求償権償却準備金)／基本財産	4.30	1.32	0.53
		1,416		
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	12.10		
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	1.68		
回収率	回収(元本)／(期首求償権+期中代位弁済(元利計))	0.71	△ 0.33	△ 0.24

(注) 1. 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2. 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数(単位：百万円)を記入する。